

第4章 ひとり親支援・児童福祉

.....



1. ひとり親家庭の支援施策

(1) 母子・父子自立支援員の業務について

母子及び父子並びに寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援の充実を図るため、平成21年度より母子自立支援員を1名配置しています。（法改正を受け、平成26年10月より「母子・父子自立支援員」へ改称）

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の母又は父及び寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務としています。

相談受付回数（母子）

相談区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活一般	就労	400	521	533	556	258
	その他	83	71	87	97	0
	小計	483	592	620	653	258
児童	養育	55	55	33	28	7
	その他	21	11	15	23	4
	小計	76	66	48	51	11
経済的支援・保護	母子福祉資金	163	219	186	209	47
	寡婦福祉資金	2	1	2	0	0
	その他	3	2	11	134	108
	小計	168	222	199	343	155
その他	母子生活支援施設(児童福祉法第38条)	0	0	0	0	0
	ひとり親家庭生活支援事業	88	73	-	-	-
	その他	0	0	0	0	0
	小計	88	73	0	0	0
合計		815	953	867	1047	424

相談受付回数（父子）

相談区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活一般	9	2	1	4	4
児童	4	1	0	3	2
経済的支援・生活援護	3	10	23	18	10
その他	0	0	0	0	0
合計	16	13	24	25	16

- 1 指導を必要としない軽微な事項については計上していません。
- 2 一世帯の相談であっても、2種以上の事項を含んでいる場合はそれぞれの欄に件数を計上しています。
- 3 各年度内に取り扱ったケースに対し接した延べ回数を計上しています。

(2) 自立支援教育訓練給付金事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源 (国3/4 : 市1/4)

資格や技能を身に付けて就職をめざすひとり親家庭の母又は父に対して、厚生労働大臣指定対象教育講座を受講し修了した場合の教育訓練にかかった経費の一部を給付する制度です。

自立支援教育訓練給付金の実施状況 (各年度末現在 単位：人・円)

年度	人数	金額	教育訓練（資格）内容
平成30年度	2	246,067	介護職員初任者研修 1人 社会福祉士課程 1人
令和元年度	5	189,347	介護福祉士実務者研修 2人 医療事務等 3人
令和2年度	7	446,228	介護職員初任者研修+介護福祉士実務者研修 1人 宅地建物取引士 1人、医療事務 2人、調理科 1人 ケアマネージャー講座 1人 福祉住環境コーディネーター 2級・3級講座 1人
令和3年度	4	249,868	介護職員初任者研修+介護福祉士実務者研修 1人 介護福祉士実務者研修 1人 宅地建物取引士 1人、医療事務 1人
令和4年度	2	84,620	医療事務 1人、介護福祉士実務者研修 1人

(3) 高等職業訓練促進給付金等事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源 (国3/4 : 市1/4)

ひとり親家庭の母又は父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格（看護師、保育士、介護福祉士等）を取得するために養成機関に通う場合で、仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められる者に対し、訓練促進給付金（月額10万円（最終学年は14万円）を限度）を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的にした制度です。

高等職業訓練促進給付金の実施状況（※修了支援金含む） (各年度末現在 単位：人・円)

年度	人数	金額	資格内容
平成30年度	14	14,529,500	看護師 5人、保育士 6人、介護福祉士 1人、 社会福祉士 1人、歯科衛生士 1人
令和元年度	15	18,705,500	看護師 3人、保育士 6人、介護福祉士 1人、 社会福祉士 1人、歯科衛生士 2人、 小学校教諭 1人、美容師 1人
令和2年度	15	18,504,500	看護師 3人、保育士 7人、歯科衛生士 2人、 小学校教諭 1人、美容師 1人、調理師 1人
令和3年度	14	15,711,500	看護師 4人、保育士 7人、歯科衛生士 1人、 小学校教諭 1人、美容師 1人
令和4年度	17	20,011,500	看護師 5人、保育士 6人、小学校教諭 1人、介護 福祉士 1人、社会福祉士 1人、作業療法士 1人、 理学療法士 1人、調理師 1名

(4) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源 (国3/4 : 市1/4)

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、民間事業者が実施する対策講座を受講し、修了した場合にその費用の一部を支給します。

※平成31年3月施行。

令和2年度	令和3年度	令和4年度
0	0	0

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業（県事業）

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子世帯の母、寡婦及び父子世帯の父が、技能習得のため通学するなど、自立促進のために必要な事由や冠婚葬祭、疾病などにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な世帯に、有料（市民税非課税世帯などは無料）でヘルパーを派遣します。

※令和4年度より利用料が無料となった。

日常生活支援事業申請受付状況

（各年度末現在 単位：人）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
40	14	12	12	25

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付（県事業）

母子及び父子並びに寡婦福祉法

児童（ここでは20歳未満）を扶養している母子家庭や父子家庭及び寡婦（子が20歳に達した者や子のいない寡婦で40歳以上）に対して資金の貸付を行うことにより、児童の福祉の増進や経済的自立の助成、生活意欲の助長などを図ることが目的です。

母子父子寡婦福祉資金 貸付決定状況

（各年度末現在 単位：人・円）

年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
区分	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	5	12,114,000	3	8,044,000	9	25,044,000	9	24,912,000	3	8,308,800
技能習得資金	0	0	2	1,029,000	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	1	816,000	0	0
就学支度資金	2	540,000	2	693,000	10	2,209,000	10	2,088,000	2	720,000
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	1	163,000	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	12,654,000	7	9,766,000	19	27,253,000	21	27,979,000	5	9,028,800

※各年度における貸付決定者数と貸付決定の総額であり、貸付継続者を含みません。

※父子福祉資金（平成26年10月施行）

※平成30年度版から集計方法を修正しました。

(7) 児童扶養手当

児童扶養手当法 財源 (国1/3 : 市2/3)

①父母の離婚などにより父親又は母親と生計を共にしていない児童を養育する母や父、②父又は母が身体などに重度の障がいがある児童の母や父、③母や父に代わってその児童を養育している方に対し、児童のすこやかな成長を願って支給される手当です。外国人の方についても支給の対象となります。

平成24年8月、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が施行され、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童について、児童扶養手当の支給対象になりました。

平成28年8月には、第2子目以降の加算額が増額となりました（所得額に応じて加算額が変動）。

令和元年11月から、支払回数が年3回から年6回になりました。

令和3年3月から、児童扶養手当法の一部を改正により、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

児童扶養手当単価表

(月額／単位：円)

		平成30年 4月改正	平成31年 4月改正	令和2年 4月改正 (令和3年度改 正なし)	令和4年 4月改正
対象児童数	全部支給者	42,500	42,910	43,160	43,070
	一部支給者	42,490～ 10,030	42,900～ 10,120	43,150～ 10,180	43,060～ 10,160
	2人目	上記に10,040 ～5,020加算	上記に10,140 ～5,070加算	上記に10,190 ～5,100加算	上記に10,170 ～5,090加算
	3人以上	上記に1人に つき6,020～ 3,010加算	上記に1人に つき6,080～ 3,040加算	上記に1人に つき6,110～ 3,060加算	上記に1人に つき6,100～ 3,050加算

※所得により額が決まり、限度額を超えると支給されません。

※手当受給開始から5年が経過した時点において、特別な理由なく就業していない場合は手当が減額されます。

児童扶養手当支給状況

(各年度末現在)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数(人)		1,609	1,562	1,567	1,611	1,573
再掲	母子世帯 (養育者世帯含む)	1,478	1,439	1,456	1,496	1,458
	父子世帯	131	123	111	115	115
支給額(円)		847,947,220	1,085,915,670	853,718,620	861,370,760	846,244,530
再掲	母子世帯 (養育者世帯含む)	783,554,760	1,004,120,900	792,568,520	805,905,290	792,056,820
	父子世帯	64,392,460	81,794,770	61,150,100	55,465,470	54,187,710

※令和元年度の支給額は支払回数変更のため15か月分。それ以外は12か月分。

(8) 母子及び父子家庭等医療費助成制度

宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例 財源（県1/2：市1/2）

母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

受給者数および支給状況

(各年度末現在)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受 給 者 数 (人)	母子家庭	母	1,500	1,525	1,785	1,795
		児童	2,164	2,395	2,875	2,869
	父子家庭	父	138	139	162	158
		児童	220	247	281	265
	養育者家庭	児童	34	22	32	17
	合 計	父母	1,638	1,664	1,947	1,953
		児童	2,418	2,664	3,188	3,151
支 給 状 況	件数（月）※	15,672	16,214	15,465	16,086	12,263
	金額（円）	47,776,820	48,120,270	49,519,742	50,772,981	42,387,741

※「件数」は、1回の申請あたりの対象者ごとの診療月数の合計です。

※令和2年度と令和3年度の受給者数は、年度末に18歳到達した人も含む。

※令和4年度の児童数は、こども医療費助成事業の年齢拡大に伴い、16歳から18歳のみの数となっています。

(9) ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業

財源（県3/4：市1/4）

大学生ボランティア団体との協働により、ひとり親家庭の中学生を対象に学習習慣の定着と安心できる居場所づくりを目的として実施しています。

開催回数及び参加延べ児童数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	42	78	73	52	92
参加延べ児童数	400	577	381	234	590

2. 女性の福祉

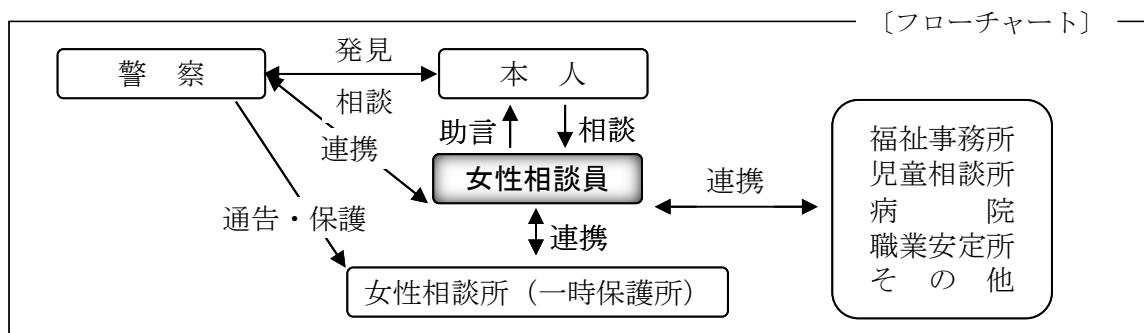
女性相談事業

根拠法令：売春防止法第35条

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第8条の3

財源：政策事業／児童虐待・DV対策等総合支援事業（国1/2・市1/2）

県の関係機関と連携を密にとりながら要保護女子の早期発見、調査、指導等を行います。また、DV被害者の自立支援を図り、福祉の向上に努めます。



宜野湾市における女性相談件数

(各年度末現在 単位：件)

相談の種類		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
DV被害	新規	43	79	73	66	81	
	再来	60	81	92	101	114	
	合計	103	160	165	167	195	
離婚問題	新規	39	8	15	17	14	
	再来	8	2	4	7	6	
	合計	47	10	19	24	20	
生活困窮	新規	5	0	1	2	0	
	再来	0	0	0	2	1	
	合計	5	0	1	4	1	
その他	新規	38	34	40	45	34	
	再来	17	17	26	50	41	
	合計	55	51	66	95	75	
合計	新規	125	121	129	130	129	
	再来	85	100	122	160	162	
	合計	210	221	251	290	291	
相談延べ件数	新規	135	280	129	131	129	
	再来	368	236	588	807	751	
	合計	503	516	717	938	880	

宜野湾市における女性相談件数(年代別)

(各年度末現在 単位：件)

年代	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
20代未満	2 (1%)	9 (4%)	3 (1%)	9 (3%)	3 (1%)	
20代	25 (12%)	32 (14%)	47 (19%)	48 (17%)	49 (17%)	
30代	54 (26%)	63 (29%)	81 (32%)	90 (31%)	98 (33%)	
40代	44 (21%)	64 (29%)	66 (26%)	75 (26%)	82 (28%)	
50代	11 (5%)	27 (12%)	19 (8%)	28 (10%)	34 (12%)	
60代以上	13 (6%)	18 (8%)	18 (7%)	21 (7%)	14 (5%)	
不明	61 (29%)	8 (4%)	17 (7%)	19 (7%)	11 (4%)	
合計	210 (100%)	221 (100%)	251 (100%)	290 (100%)	291 (100%)	

3. 児童の福祉

児童（18歳未満）が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう次の事業を実施しています。

（1）家庭児童相談室の設置 宜野湾市家庭児童相談室設置運営要綱
昭和49年11月5日訓令第23号
財源：児童虐待・DV対策等総合支援事業：国1/2・市1/2

近年の社会情勢の変動に伴う家庭生活の変化は家庭における児童養育にも大きく影響し、児童虐待や児童の非行等、種々の社会問題の要因となっています。

児童の人格形成にきわめて大きな影響を及ぼす家庭生活が円滑に維持できるよう家庭児童相談室を設置し、家庭の諸問題から発生する児童の福祉に関する相談に応じ、児童相談所及び学校など関係機関との連携をとり、家庭児童の福祉の向上に努めています。

児童相談経路別受付件数（実数）

（各年度末現在 単位：件）

相談の経路	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童相談所		53	177	189	183	162
都道府県の福祉機関・その他		3	13	6	6	1
市町村の福祉機関・その他		234	250	236	225	313
保育所・児童福祉施設		8	36	15	16	18
警察察等		24	110	149	238	246
医療機関		2	4	10	16	16
教育委員会・学校関係		155	110	94	88	76
家族・親戚		90	75	68	95	72
近隣・知人		16	29	23	11	13
その他の		14	14	10	16	14
合計		599	818	800	894	931

児童相談種類別受付件数（実数）

（各年度末現在 単位：件）

相談の経路	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童虐待		69	156	113	113	114
その他の養護相談		238	251	214	165	211
保健相談		2	4	1	0	0
*障がい相談		3	0	2	6	2
非行相談		4	27	8	5	5
*育成相談		80	92	38	53	36
その他の相談		203	288	424	552	563
合計		599	818	800	894	931

*上記の件数は、当該年度の相談実数です。

障がい・育成相談の内容

*障がい相談

- ①肢体不自由相談 ②視聴覚障がい相談 ③言語発達障がい等相談
- ④重症心身障がい相談 ⑤知的障がい相談 ⑥発達障がい相談

*育成相談

- ①性格行動相談 ②不登校相談 ③適正相談 ④育児・しつけ相談

(2) 要保護児童対策地域協議会(じのーんキッズ安心ネット)の設置 (平成19年5月30日設置)

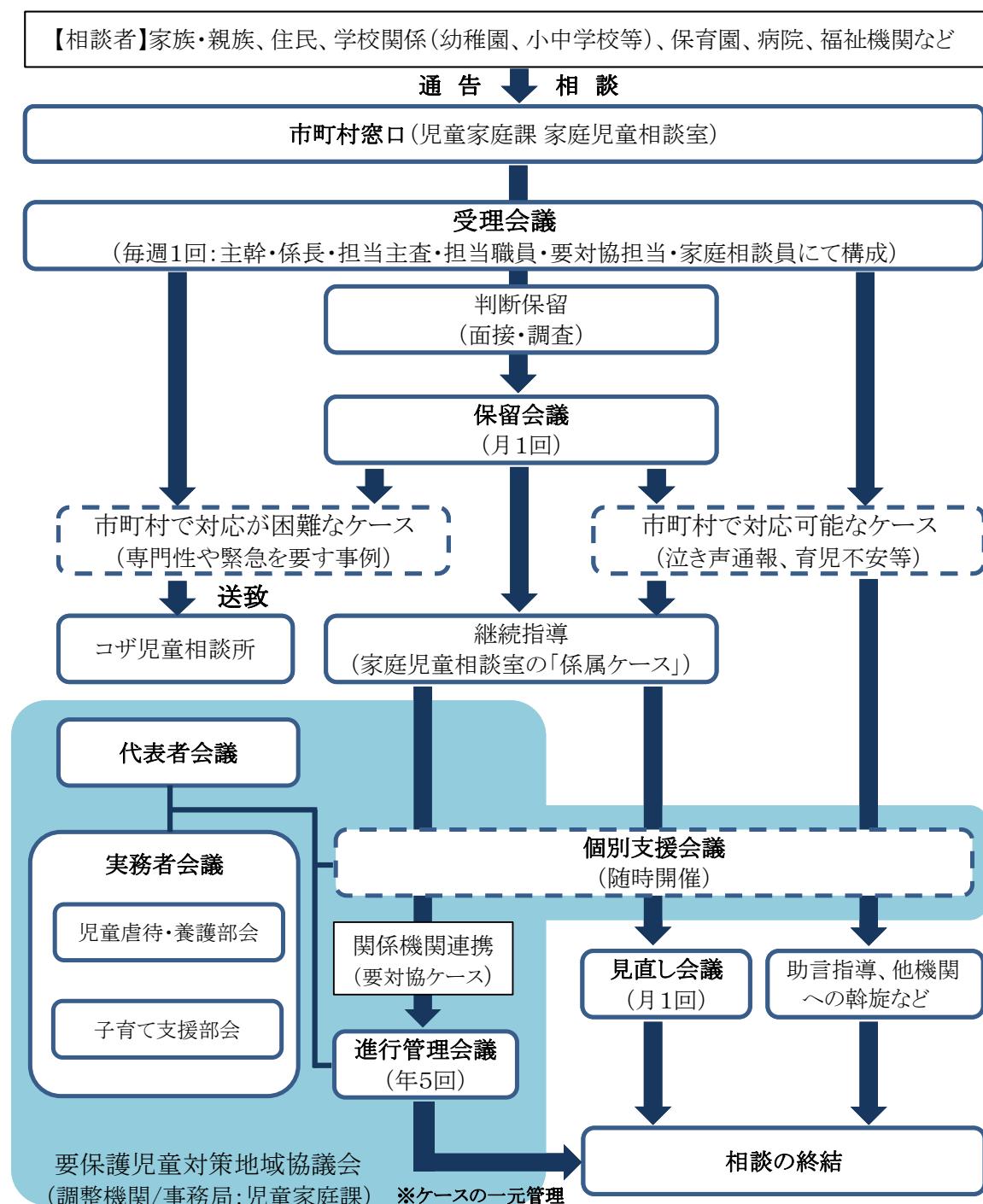
根拠法令等：児童福祉法第25条の2 ／ 宜野湾市要保護児童対策地域協議会運営要綱

財源：児童虐待・DV対策等総合支援事業：国1/2・市1/2

子ども・子育て支援交付金：国1/3・県1/3・市1/3

深刻な社会問題となっている児童虐待やいじめ、不登校、非行などで悩んでいる子ども達やその保護者を地域で支援し、守っていくためのネットワークで児童虐待はもとより、非行や不登校、障害等の相談を包括し、関係機関の円滑な連携・協力のもと適切な支援が行えることを目的としています。また、同協議会は代表者会議、実務者会議（児童虐待・養護部会、子育て支援部会）及び個別支援会議と役割別の会議を置き、情報交換や実態把握、啓蒙活動などを行うとともに、支援を要する児童の進行管理会議を実施し、進捗確認や援助方針の見直しを定期的に行います。

児童相談の流れと要保護児童対策地域協議会の連携



宜野湾市における児童虐待相談件数（実数）

(各年度末現在 単位：件)

年度 虐待の種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体的虐待	20	52	38	36	48
ネグレクト	17	31	5	8	28
性的虐待	0	4	5	0	2
心理的虐待	32	69	65	69	36
合計	69	156	113	113	114

*当該年度の新規相談受付のみの件数となっています。

（3）養育支援訪問事業

※平成29年度より「育児支援家庭訪問事業」から名称変更

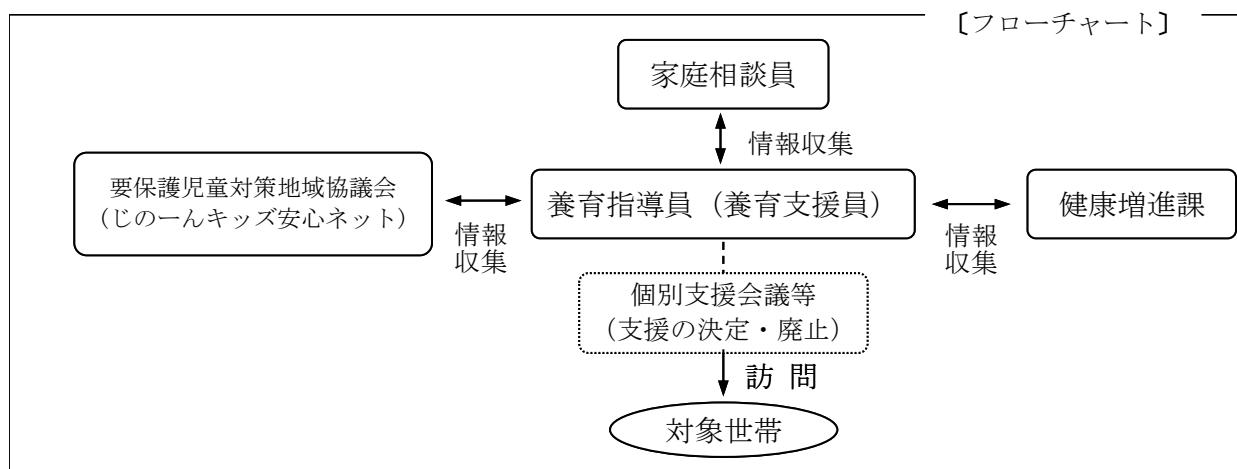
事業開始：平成17年4月1日

根拠法令等：児童福祉法第6条の3第5項

宜野湾市養育支援訪問事業実施要綱

財源：子ども・子育て支援交付金（国1/3・県1/3・市1/3）

本来、児童の養育について支援が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援を実施します。その支援を経て、当該家庭において安定した児童の養育が可能になるよう、また、育児不安への早期対応に努めています。養育支援をすることによって、育児の負担軽減、児童虐待の未然防止を図ります。



養育支援訪問事業における家庭訪問件数（世帯実数）

(各年度末現在)

年度 世帯の類型	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
産褥期不安を抱える世帯	17	11	15	16	13
児童虐待リスクを抱える世帯	5	5	3	10	5
家庭養育上の問題を抱える世帯	4	5	3	2	7
児童養育施設退所後の支援世帯	0	0	0	0	0
若年母子等	4	3	2	0	3
世帯数合計	30	24	23	28	28
訪問指導延べ件数	499	582	368	339	419
訪問内訳 (再掲)	育児・家事援助	52	8	13	60
	専門的相談支援	447	527	360	326
					359

(4) 助産の実施について

児童福祉法第22条 財源 (国1/2 : 県1/4 : 市1/4)

保健上必要があるのにも関わらず、経済的理由（原則として所得税非課税世帯）により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて、助産を受けさせる制度です。市民税の課税状況によって費用徴収(自己負担)があります。

助産の実施状況

(各年度末現在)

年度 区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実 施 状 況	申 請 件 数	2	2 (1)	11 (10)	13 (9)	6 (2)
	助 産 の 決 定	2	0	9 (8)	13 (9)	6 (2)
	助 産 の 実 施	3 (1)	0	9 (8)	12 (8)	7 (3)
	却下・その他件数	0	1	3 (2)	0	0
措 置 費 (円)		447,528	0	164,310	1,350,435	1,226,205

* ()内は県立病院を表す。県立病院入所は市の措置費負担なし。

* 助産の実施とは助産施設へ実際に入所した数を表す。

* 令和元年度申請1件については令和2年度に助産決定・実施しています。

* 令和3年度申請1件については令和4年度に助産を実施しています。

(5) 特別児童扶養手当 (国事業)

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童について、手当を支給し児童の福祉の増進を図るための制度です。

特別児童扶養手当単価表

(月額／単位：円)

	平成30年4月改正	平成31年4月改正	令和2年4月改正 (令和3年度改正 なし)	令和4年4月改正
1級該当の児童 1人につき	51,700	52,200	52,500	52,400
2級該当の児童 1人につき	34,430	34,770	34,970	34,900

※所得による支給の制限があります。

受給者数

(各年度12月末現在 単位：人)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	513	546	598	654	712

※支給は国が行います。

(6) 児童手当

児童手当法 財源(国2/3 県1/6 市1/6)

※ 3歳未満被用者は国37/45 県4/45 市4/45

事業主分21/45を含む

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

■支給対象：15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方

■支給月額

児童の年齢	児童手当月額（児童1人当り）
3歳未満	一律15,000円
3歳～小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円
所得制限限度額以上世帯	一律 5,000円（R4年度より上限限度額未満の世帯のみ）

児童手当支給状況

(年度末現在)

児童手当	平成30年度 (平成30年2月分 ～平成31年1月分)		令和元年度 (平成31年2月分 ～令和2年1月分)		令和2年度 (令和2年2月分 ～令和3年1月分)		令和3年度 (令和3年2月分 ～令和4年1月分)		令和4年度 (令和4年2月分 ～令和5年1月分)	
	延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)	延児童数(人)	支給額(千円)
	被用者	非被用者	被用者	非被用者	被用者	非被用者	被用者	非被用者	被用者	非被用者
3歳未満										
被用者	28,565	9,137	37,702	137,055	428,475	8,290	565,530	124,350	424,455	28,297
非被用者	17,114	8,033	31,904	114,645	256,710	7,448	357,255	917,410	256,935	17,129
計	83,184	357,255	115,088	2,176,625	1,274,665	30,815	115,248	23,862	673,040	660,700
小計	37,702	31,904	115,088	186,433	565,530	36,587	115,248	36,587	548,805	548,805
3歳～小学校修了前										
被用者	66,070	17,114	被用者	7,643	256,710	114,645	合計	114,419	1,275,365	17,129
第1・2子	24,261	7,643	第1・2子	31,904	114,645	114,645	計	1,275,365	1,275,365	256,935
第3子以降	17,114	7,448	第3子以降	31,904	114,645	114,645	小計	1,275,365	1,275,365	256,935
計	83,184	357,255	計	31,904	114,645	114,645	合計	1,275,365	1,275,365	256,935
小計	115,088	115,088	小計	115,088	115,088	115,088	3	1,275,365	1,275,365	256,935
中学生										
被用者	23,708	9,935	被用者	33,643	237,080	10,051	合計	2,163,300	237,080	23,708
非被用者	7,448	33,643	非被用者	185,748	100,510	100,510	小計	184,286	237,080	23,708
計	30,156	41,575	計	185,748	202,060	202,060	合計	2,163,300	237,080	23,708
小計	33,643	33,643	小計	185,748	2,163,300	2,163,300	3	184,286	237,080	23,708
3歳未満										
被用者	667	64	被用者	731	3,335	320	小計	4,005	678	667
非被用者	756	105	非被用者	540	3,390	123	計	940	792	756
計	3,448	105	計	3,988	615	336	小計	4,005	3,960	3,448
小計	3,448	105	小計	3,988	1,480	336	3	4,005	686	3,448
3歳～小学校修了前										
被用者	2,692	435	被用者	540	13,460	2,175	小計	4,520	2,952	2,692
第1・2子	756	105	第1・2子	3,988	3,780	525	計	22,600	14,760	2,692
第3子以降	3,448	105	第3子以降	19,940	838	410	小計	4,482	15,490	2,692
計	3,448	105	計	19,940	18,950	336	3	22,600	2,918	2,692
小計	3,448	105	小計	19,940	19,870	336	3	4,482	14,590	2,692
特例給付										
被用者	2,692	435	被用者	540	13,460	2,175	小計	4,520	2,952	2,692
第1・2子	756	105	第1・2子	3,988	3,780	525	計	22,600	14,760	2,692
第3子以降	3,448	105	第3子以降	19,940	838	410	小計	4,482	15,490	2,692
計	3,448	105	計	19,940	18,950	336	3	22,600	2,918	2,692
小計	3,448	105	小計	19,940	19,870	336	3	4,482	14,590	2,692
中学生										
被用者	1,414	228	被用者	1,642	7,070	1,140	小計	8,450	1,420	1,414
非被用者	228	1,642	非被用者	8,210	1,140	228	合計	1,690	1,452	228
計	1,642	1,642	計	8,210	1,690	228	小計	8,450	7,100	1,642
小計	1,642	1,642	小計	8,210	33,380	33,380	3	8,450	1,420	1,414
合計	6,361	6,361	合計	31,805	7,150	33,380	3	8,450	1,420	1,414
総合計	192,794	192,794	総合計	2,208,430	192,424	2,196,680	2	191,436	2,179,575	192,794

(7) こども医療費助成事業（宜野湾市こども医療費助成に関する条例）

次代を担うこどもたちが乳幼児期の発育・発達のめざましい大切な時期に安心して必要な医療が受けられるよう医療費を助成します。

※こども医療費助成対象年齢

財源（県補助1/2・市負担1/2）

	県補助対象	市
入院	中学校卒業まで	中学校卒業まで
通院	就学前児まで（～令和4年3月） 中学校卒業まで（令和4年4月～）	小学校卒業まで（～令和4年3月） 中学校卒業まで（令和4年4月～）
1,000円一部負担金	有（～平成30年10月） 無（平成30年10月～）	補助事業分は同左 政策事業分は有
所得制限	無	無

（各年度末 単位：人・円）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助事業	助成延べ人数	51,486	54,198	44,330	46,956	90,191
	支給額	213,843,893	234,582,387	173,055,484	197,442,408	366,204,113
政策事業 単独事業分	助成延べ人数	24,486	26,295	22,501	23,849	3,900
	支給額	55,918,457	60,235,426	48,256,548	50,315,271	8,707,928
0歳入通院	助成延べ人数	7,914	8,144	6,450	7,092	7,399
	支給額	52,060,359	56,713,172	39,774,135	49,636,814	46,565,683
1歳入通院	助成延べ人数	10,010	10,497	8,116	8,705	9,297
	支給額	48,973,618	52,630,831	35,107,227	39,425,904	43,583,489
2歳入通院	助成延べ人数	8,656	8,996	7,362	7,538	8,411
	支給額	30,126,800	33,314,681	25,394,664	27,903,581	31,982,111
3歳入通院	助成延べ人数	7,610	8,197	6,607	7,145	7,560
	支給額	23,257,442	27,207,614	20,074,761	23,079,104	24,559,206
4歳入通院	助成延べ人数	6,984	7,527	6,459	6,664	7,576
	支給額	20,583,082	24,242,363	19,988,245	21,160,290	24,840,241
5歳入通院	助成延べ人数	6,793	7,226	6,130	6,648	7,253
	支給額	19,822,276	22,826,500	18,201,977	22,238,442	23,784,726
6歳入通院	助成延べ人数	3,299	3,425	3,046	3,037	3,382
	支給額	9,241,909	9,864,052	7,964,776	8,133,782	9,576,113
7歳入通院	助成延べ人数	5,347	5,338	4,394	4,584	6,383
	支給額	13,744,682	13,487,644	10,251,333	10,253,838	24,122,805
8歳入通院	助成延べ人数	5,072	5,108	4,392	4,345	5,939
	支給額	13,135,033	12,275,732	9,606,970	9,423,635	21,712,536
9歳入通院	助成延べ人数	4,315	4,897	3,909	4,273	5,590
	支給額	10,690,042	11,924,551	8,879,844	9,356,185	20,429,852
10歳入通院	助成延べ人数	3,678	4,258	3,775	3,905	5,424
	支給額	9,173,591	10,401,045	9,062,738	8,921,215	20,164,353
11歳入通院	助成延べ人数	3,295	3,569	3,255	3,640	4,980
	支給額	7,488,436	9,018,229	7,664,614	8,648,134	18,537,841
12歳入通院	助成延べ人数	2,942	3,262	2,889	3,194	4,746
	支給額	8,347,368	8,369,552	6,994,178	7,975,365	18,344,126
13歳入院 R4から入通院	助成延べ人数	20	18	10	18	3,472
	支給額	1,105,813	798,104	404,990	610,238	15,292,153
14歳入院 R4から入通院	助成延べ人数	19	19	20	13	3,394
	支給額	1,145,198	1,249,568	1,010,497	776,682	16,113,035
15歳入院 R4から入通院	助成延べ人数	18	12	17	4	3,285
	支給額	866,701	494,175	931,083	214,470	15,303,771
合計	助成延べ人数	75,972	80,493	66,831	70,805	94,091
	支給額	269,762,350	294,817,813	221,312,032	247,757,679	374,912,041

(8) こども医療費助成等貸付事業（宜野湾市こども医療費助成等貸付事業要綱）

子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健全な育成を図るため、医療費の支払いが困難な者に対し、医療費の貸付を行います。

※こども医療費助成等貸付事業対象者及び対象年齢

- ・宜野湾市こども医療費助成事業による助成が受けられる者
- ・宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成事業による助成が受けられる者
- ・宜野湾市重度心身障害者（児）医療費助成事業による助成が受けられる者

（各年度末 単位：件）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
こども医療費助成事業	申請件数	7	1	0	0	0
	認定件数	7	1	0	0	0
母子及び父子家庭等医療費助成事業	申請件数	0	0	0	0	0
	認定件数	0	0	0	0	0
重度心身障害者（児）医療費助成事業	申請件数	0	0	0	0	0
	認定件数	0	0	0	0	0
合計	申請件数	7	1	0	0	0
	認定件数	7	1	0	0	0

4. ひとり親家庭支援及び要保護児童対策の現状と今後の展望

(1) ひとり親家庭支援について

子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭においては、就業や育児、家事といった経済面や日常生活面において様々な困難に直面することが多く、心理的・肉体的な負担は大きいものがあると言えます。

本市におけるひとり親世帯は横ばい状況にありますが、平成30年度に実施した「沖縄県ひとり親世帯等実態調査」において、県内のひとり親世帯は全国に比べ2倍以上の約59万世帯にのぼり、その約7割を超える世帯が「生活が苦しい」という結果が出ております。また、令和2年度に未就学児（1歳児、5歳児）の保護者を対象に実施した「沖縄こども調査（未就学児調査）」において、ひとり親世帯の収入は3年前の前回調査に比べ大きく減少し、また、抑うつや不安感の有無を表す抑うつ傾向もふたり親世帯に比べて高い結果となり、ひとり親世帯のおかれている状況は依然として厳しいことがうかがえます。

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の流行により、子育てに対する負担の増加及び収入の減少等により特に大きな困難が心身等に生じているひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給するなどの支援が行われました。所得の減少による生活不安がストレスに繋がり不安定な生活を過ごすことのないよう、また孤立させないためにも、多方面にまたがる支援が必要であると同時にその働きかけが求められています。

ひとり親家庭において直面する問題は多岐にわたっております。保護者の負担を軽減していくとともに、ひとり親家庭の子どもが生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望をもって成長していく事ができるよう、「第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」に基づいた各種支援の実施に取り組み、ひとり親家庭の生活の安定や向上、自立を目指した取り組みを進めてまいります。

※「第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」の計画期間を平成30年度～令和6年度に延長しました。

(2) 要保護児童対策について

「家庭」は子育てにおいて最も重要な単位ですが、家庭を構成する形態は「祖父母も含めた三世代同居型」から「夫婦と子どもの核家族」へ変化してきました。さらに結婚や家庭に関する意識の変化から、未婚やステップファミリーなど家族形態は多様化しています。このような変化は、かつて親族や近隣から得られていた子育ての知識や経験が得られにくく子育てに不安を感じる「育児の孤立化」の要因にもなっています。

雇用という側面では、非正規雇用や収入が安定しない世帯が増加し経済格差の広がり、さらにここ数年はコロナ感染症への対応を迫られ社会が混乱に陥りました。経済的困窮で日々の生活に追われてしまうことは、保護者が子どもに対して気持ちの余裕をもって接することが難しくなってしまい、児童虐待の要因の一つとして挙げられます。

本市では平成19年度より要保護児童に関わる福祉事務所を軸に、児童相談所、警察、教育委員会、保育園等の様々な関係機関や団体との連携強化を図るための「宜野湾市要保護児童対策地域協議会（じのーんキッズ安心ネット）」を設置しています。この協議会では児童虐待防止や子育てに関する講演会等を開催し、市民への周知および関係機関職員の資質向上など、虐待の未然防止に重点を置き「地域全体で子育てを支える地域づくり」を進めています。

さらに平成28年度の児童福祉法改正に伴い「子ども家庭総合支援拠点」の設置が義務化され、本市は令和元年10月に設置となりました。これは市民に身近な市町村で子育て相談から虐待対応まで、相談全般に対応することが期待されています。先の宜野湾市要保護児童対策地域協議会も含め、子ども支援の中核としての体制および機能強化を図り、再び児童虐待死亡事例が起きないように取り組んで参ります。